

## 条 例 案 の 概 要

議案第2号 幸手市男女共同参画を推進する条例及び幸手市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部を改正する条例

### 1 内 容

令和8年4月1日の組織機構の改編に伴い、次に掲げる条例で使用されている課名を改正するもの

(1) 幸手市男女共同参画を推進する条例

「人権推進課」 → 「庶務課」

(第1条中第13条第1項及び第19条関係)

(2) 幸手市いじめの防止等のための組織に関する条例

「人権推進課」 → 「庶務課」

(第2条中第23条関係)

### 2 施行期日

令和8年4月1日

議案第3号 幸手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 内 容

議員報酬月額の改定

(1) 議長 432,000円→436,000円

(2) 副議長 382,000円→385,000円

(3) 議会運営委員会委員長 365,000円→368,000円

(4) 常任委員会委員長 365,000円→368,000円

(5) 議員 353,000円→356,000円

(第2条関係)

### 2 施行期日

令和8年4月1日

議案第 4 号 幸手市市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

給料月額の改定

- (1) 市長 839,000円 → 844,000円
- (2) 副市長 727,000円 → 731,000円
- (3) 教育長 696,000円 → 699,000円

(第 3 条関係)

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 5 号 幸手市空家等の適切な管理に関する条例

1 内 容

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に基づき、市が独自に定めるべき事項等を規定した新たな条例を制定するとともに、現行の条例を廃止するもの

(1) 目的

空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることで、良好な生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進を図り、安全で安心な市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(第 1 条関係)

(2) 定義

ア 空家等 法第 2 条第 1 項に規定する空家等

イ 管理不全空家等 法第 13 条第 1 項に規定する管理不全空家等

(第 2 条関係)

(3) 所有者等の責務

空家等を適切に管理するとともに、これを積極的に活用するよう努めるものとする。

(第 3 条関係)

(4) 市の責務

所有者等による空家等の適切な管理及び活用を促進するために必要な施策を適切に講ずるよう努めるものとする。

(第4条関係)

(5) 情報の提供

市民は、管理不全空家等があると思われるときは、その情報を市に提供するよう努めるものとする。

(第5条関係)

(6) 緊急安全措置

空家等に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、必要な最小限度の措置を講ずることができる。

(第6条関係)

(7) 協力の要請

空家等の適切な管理のために必要があると認めるときは、関係機関に対し、必要な協力を求めることができる。

(第7条関係)

(8) 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(第8条関係)

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 条例の廃止

幸手市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年条例第13号）は廃止する。

議案第 6 号 幸手市災害対策本部条例の一部を改正する条例

1 内 容

大規模災害の発生時において、命を守る「応急対策」から、市民の生活を立て直す「復興対策」までを、迅速かつ継続的に推進できる体制を確立し、地域防災計画に掲げられている「復興対策本部」の法的根拠を明確化するもの

(1) 復興対策本部への移行

応急対策に目途がついた段階で、災害対策本部長の判断により復興対策本部へ切替えを可能とするもの

(2) 組織規定の準用

災害対策本部の組織枠組みを復興対策本部でも活用するもの

(第 4 条関係)

2 施行期日

公布の日

議案第 7 号 幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 内 容

国民健康保険税の課税額の限度額、税率等を改正するもの

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金の新設

(第 2 条第 1 項関係)

(2) 限度額の改正

基礎課税額

「650,000円」 → 「660,000円」

後期高齢者支援金等課税額

「240,000円」 → 「260,000円」

(第 2 条第 2 項及び第 3 項関係)

(3) 子ども・子育て支援納付金課税額の算定

世帯に属する18歳以上被保険者の所得割額及び均等割額の合算額に18歳以上均等割額を加算する。

(第2条第5項関係)

(4) 税率等の改正

ア 基礎課税額の改正

所得割額

「7.6%」 → 「8.0%」

被保険者均等割額

「42,000円」 → 「46,000円」

イ 後期高齢者支援金等課税額の改正

所得割額

「2.6%」 → 「2.7%」

被保険者均等割額

「15,000円」 → 「16,000円」

ウ 介護納付金課税額の改正

所得割額

「2.3%」 → 「2.4%」

被保険者均等割額

「15,000円」 → 「17,000円」

エ 子ども・子育て支援納付金課税額【新設】

所得割額

「0.25%」

被保険者均等割額

「1,500円」

18歳以上被保険者均等割額

「100円」

(第3条から第7条の3までの規定関係)

(5) 法定軽減額の改正

ア 7割軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額

基礎課税分

「29,400円」 → 「32,200円」

後期高齢者支援金分

「10,500円」 → 「11,200円」

介護納付金分

「10,500円」 → 「11,900円」

イ 5割軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額

基礎課税分

「21,000円」 → 「23,000円」

後期高齢者支援金分

「7,500円」 → 「8,000円」

介護納付金分

「7,500円」 → 「8,500円」

ウ 2割軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額

基礎課税分

「8,400円」 → 「9,200円」

後期高齢者支援金分

「3,000円」 → 「3,200円」

介護納付金分

「3,000円」 → 「3,400円」

(第21条第1項関係)

(6) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額

ア 7割軽減世帯の被保険者均等割額の未就学児1人の額

基礎課税分

「6,300円」 → 「6,900円」

後期高齢者支援金分

「2,250円」 → 「2,400円」

イ 5割軽減世帯の被保険者均等割額の未就学児1人の額

基礎課税分

「10,500円」 → 「11,500円」

後期高齢者支援金分

「3,750円」 → 「4,000円」

ウ 2割軽減世帯の被保険者均等割額の未就学児1人の額

基礎課税分

「16,800円」 → 「18,400円」

後期高齢者支援金分

「6,000円」 → 「6,400円」

エ アからウまでの世帯以外の世帯の未就学児1人の額

基礎課税分

「21,000円」 → 「23,000円」

後期高齢者支援金分

「7,500円」 → 「8,000円」

(第21条第2項関係)

(7) その他所要の改正

## 2 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 適用区分

この条例による改正後の幸手市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第8号 幸手市水道事業給水条例の一部を改正する条例

### 1 内 容

(1) 料金の改定

幸手市水道事業審議会の答申を踏まえ、将来にわたり安全な水道

水を安定供給し、持続可能な水道事業の運営をするための所要の改正

口径	現行 基本料金	改定後 基本料金	従量区分	現行 従量料金	改定後 従量料金
φ 13 mm	600 円	<u>800 円</u>	1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup>	50 円/m <sup>3</sup>	<u>70 円/m<sup>3</sup></u>
φ 20 mm	700 円	<u>930 円</u>	11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	130 円/m <sup>3</sup>	<u>170 円/m<sup>3</sup></u>
φ 25 mm	3,000 円	<u>3,980 円</u>	21 m <sup>3</sup> ～30 m <sup>3</sup>	150 円/m <sup>3</sup>	<u>200 円/m<sup>3</sup></u>
φ 30 mm	5,000 円	<u>6,630 円</u>	31 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>	170 円/m <sup>3</sup>	<u>230 円/m<sup>3</sup></u>
φ 40 mm	7,000 円	<u>9,280 円</u>	51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	190 円/m <sup>3</sup>	<u>250 円/m<sup>3</sup></u>
φ 50 mm	12,000 円	<u>15,900 円</u>	101 m <sup>3</sup> 以上	210 円/m <sup>3</sup>	<u>280 円/m<sup>3</sup></u>
φ 75 mm	20,000 円	<u>26,500 円</u>	臨時用は各口径に準じる。		

(別表第 2 関係)

(2) 災害その他非常の場合における給水装置工事の施行に関する改正

災害その他非常の場合において、他市町村の水道事業者が指定した給水装置工事事業者が幸手市内の給水装置工事を行うことができるようにするための所要の改正

(第 7 条第 1 項関係)

2 施行期日等

(1) 施行期日

ア 上記 1 内容 (1) について

令和 8 年 10 月 1 日

イ 上記 1 内容 (2) について

公布の日

(2) 経過措置

ア 水道の使用に係る料金の算定において、施行日以後最初の認定日が令和8年10月31日以前である場合の算定については、改正前の規定を適用する。

イ 令和8年10月1日以前から継続して使用している水道の使用に係る料金の算定において、施行日以後最初の認定日が令和8年11月1日以後である場合の算定については、使用水量を2で除したものに改正前の規定を適用した額と改正後の規定を適用して得られた額とを合わせた額を当該認定日に係る料金とする。